

知っていますか ゴミの野焼きは禁止されています

ゴミの焼却は煙や臭いが発生し、近隣に大変な迷惑をかけることとなります。また、焼却する過程でダイオキシンが発生するので人の健康への影響も心配されています。

地面へ穴を掘っての焼却、ドラム缶焼却、ブロック積み焼却炉はもとより簡易な家庭用小型焼却炉においてもゴミを焼却する「野焼き」は法律により禁止されています。

廃棄物の野焼きは「何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない」(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2)と禁止されており、違反すると5年以下の懲役または、1,000万円以下の罰金またはその併科に処せられます。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条)

焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却

「公益上もしくは社会の習慣上やむを得ない廃棄物の焼却または、周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却」

- 風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却。
とんど焼き、しめ縄などの焼却
- 農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却。
- たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの。
暖をとるためのたき火
「軽微な焼却」とは煙の量や臭いなどが近所の迷惑にならない程度の少量の焼却のことです。

野焼き禁止の例外規定とされる行為であっても生活環境上支障を与え、苦情のある場合は指導の対象となります。

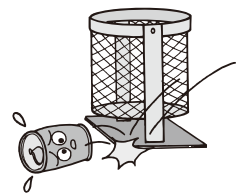
許可や届出の不要な小型の焼却炉(火床面積0.5㎡未満かつ焼却能力50kg/時未満)でも、焼却設備の基準を遵守する必要があります。

焼却設備の基準

外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入。
燃焼可能温度800℃以上。助燃装置設置。温度測定装置。必要な通風が可能。
煙突以外燃焼ガスを出さない。等

■問合せ先 内吉野保健所 地域生活課 ☎22・3051
五條市役所 生活環境課 ㊦(内線388)

ごみの不法投棄、ポイ捨ては禁止です



ごみの不法投棄、ポイ捨てが後を絶ちません。

これらについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」および、今年4月1日施行の「五條市たばこの吸い殻及び空き缶等のポイ捨て禁止に関する条例」により処罰されますので絶対やめましょう。

ひとりひとりがルールとマナーを守り、住みよいきれいなまちをつくりましょう。

■問合せ先 生活環境課 ㊦(内線388)

空き地の適正な管理について

この時期、雑草が繁茂することについての苦情、問い合わせ等が急増しています。これからは雑草は枯れていく季節ですが、セイタカアワダチソウ等の花粉により、近隣の住民が迷惑する場合があります。

そこで、空き地の所有者やその管理者は、近隣住民の生活環境の保全、交通対策、害虫等の発生に関して迷惑にならない様、雑草を早急に刈り取り、空き地の適正な管理に努めましょう。

■問合せ先 生活環境課 ㊦(内線388)